

五島市監査委員公表第4号

平成27年10月27日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成27年12月24日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成27年10月27日(同年11月9日補正書提出)

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

旧大波止ホテルの除去事業に係る五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金については、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業補助金」を活用して交付するものであるが、国の交付要綱では事業主の負担割合が3分の1であるのに対し、当該補助金では国3分の1、県15分の2、市15分の8となっていることから、事業主負担分を市が負担するのは違法又は不当である。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

市長である立場において、旧大波止ホテル除去に係る五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金について、事業主負担分である事業費の3分の1を五島市財源から支出することのない必要な措置を講ぜよ。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 市長公室

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成27年11月30日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、新たな証拠を提出しないで陳述を行った。その際、工事入札において最低制限価格を設定したこと及びアスベスト除去費用が高額であることについては、必要な措置要求がないことを確認した。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

平成27年11月30日に、次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

市長公室 市長公室長
室長補佐兼政策企画班係長
政策企画班係長

(2) 書面調査

平成27年10月30日に市長公室長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

4 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、旧大波止ホテル除去に係る五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金において、市が事業費の15分の8を負担することが違法又は不当な財務会計上の行為に当たるといえるかを監査の対象とした。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 旧大波止ホテルの施設概要について

ア 所在地	五島市栄町1番33号
イ 建築年度	昭和52年度
ウ 構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造7階建
エ 規模	延べ面積 2,517.33㎡
オ 運営会社	合資会社大波止ホテル(昭和34年9月1日設立)
カ 社員	3名(内訳:無限責任社員1名、有限責任社員2名)
キ 敷地	借地建築

(2) 旧大波止ホテルの状況について

旧大波止ホテルは昭和52年に建築され、合資会社大波止ホテルが営業を続けてきた。平成13年11月17日に隣接する会社事務所兼倉庫付近から出火し、大波止ホテルも延焼により半焼、加えて海水による消火活動で水損を受け、ホテルとしての営業が再開されていない。

その後は、建物の適正管理がなされないまま放置され続けており、屋根、外壁、窓ガラス等の破損や、隣接する会社の車両へ外壁の剥離部分が落下する損害事故も発生している。1階シャッター部分はいくれ上がり、容易に内部に侵入できるなど管理状況が著しく不適切となっている。有限責任社員2名は、既に火災発生以前に死亡しており、さらに、平成24年には無限責任社員も死亡し、相続人も

相続放棄したことで、大波止ホテルの管理責任者となる者がいない状態となった。

旧大波止ホテルが立地する土地所有者は、当該ホテルを放置したままにしておくと、近隣住民の安全や子ども達の健全育成上好ましくないと判断し、自らが建物解体の事業主となるため、平成27年2月18日に合資会社大波止ホテルを相手に建物収去土地明渡請求を提訴し、同年5月12日に建物収去命令申立書を裁判所に提出、同月27日に建物を収去できる旨の決定がなされた。

また、旧大波止ホテルの解体に際して、事前にアスベスト含有調査を行ったところ、1階から屋上まで天井裏鉄骨梁に発塵性が著しく高いレベル1の石綿吹付材の使用のほか、煙突内部、配管、天井、床材等にいたるまでアスベストの使用が確認された。旧大波止ホテルのアスベスト含有建材調査結果は、表1のとおりである。

表1 旧大波止ホテルのアスベスト含有建材調査結果

区 分	使用箇所	材 料 名	アスベスト含有面積 (構成比)
レベル1 発塵性が著しく高い	天井裏鉄骨梁 (1階～屋上)	石綿吹付	2,785.54 m ² (81.6%)
レベル2 発塵性が高い	配管 煙突内部	保温材 断熱材	9.75 m ² (0.3%)
レベル3 発塵性が比較的低い	軒天 天井 床 階段裏	石綿セメント板 アスベストベニア ビニール系タイル貼	616.79 m ² (18.1%)
合 計			3,412.08 m ² (100.0%)

(大波止ホテル解体に伴うアスベスト含有建材事前調査業務の調査結果より)

(3) 旧大波止ホテルの除去事業費について

ア 事業費は表2のとおりである。なお、住宅解体及び倉庫解体については、補助対象外である。

表2

区 分	金 額 (税込み)
旧大波止ホテル解体工事	231,675,120円
本館解体	73,011,240円
アスベスト除去	154,982,160円
住宅解体 (補助対象外)	3,215,160円
倉庫解体 (補助対象外)	466,560円

イ 補助金の予算措置等について

平成27年度五島市一般会計6月補正予算において、次のとおり本件補助金は予算計上され、平成27年7月9日に議決されている。

8款土木費、5項都市計画費、4目景観整備費、19節負担金、補助及び交付金

 空き家再生等推進事業費補助金 35,044千円

 民間建築物アスベスト改修事業費補助金 154,983千円

(4) 事業主土地所有者の補助金交付申請等について

ア 補助金の交付申請及び交付決定について

事業主土地所有者は、平成27年7月21日に五島市大波止ホテル除却事業費補助金交付申請書及び五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金交付申請書を併せて市へ提出した。

市は提出された交付申請書を審査し、交付額を決定のうえ、平成27年7月24日付けで五島市大波止ホテル除却事業費補助金交付決定通知書を、同月30日付けで五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金交付決定通知書をそれぞれ通知している。

イ 補助金の交付要綱等について

補助金の交付要綱等は次のとおりである。

(7) 五島市大波止ホテル除却事業費補助金交付要領 (抜粋)

① 趣旨

市は、安全・安心な住環境づくりを行うため、予算の定めるところにより、小規模住宅地区等改良事業制度要綱に基づき、老朽化し、危険な大波止ホテルの除却を行う者に対し、大波止ホテル除却事業費補助金を交付する。

② 補助対象経費

住宅地区改良事業等補助金交付要領に基づき、除却工事費に10分の8を乗じて得た額以内とし、国土交通大臣が定める標準建設費のう

ちの除却工事費を上限とする。

③ 補助金の額

補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

④ 負担割合

区分	国	県	市	事業主
解体事業	2/5	—	2/5	1/5
	4/5 (8/10)			

(イ) 五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金交付要綱 (抜粋)

① 趣旨

市は、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱に基づき、多数の者が利用する民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安全で安心な生活環境の保全を図るため、予算の定めるところにより、アスベストの分析調査事業及び除去等事業を行う民間建築物の所有者等に対し、民間建築物アスベスト改修事業費補助金を交付する。

② 補助対象経費

除去工事等を行う施工者に対して支払う除去等事業に要する経費。

③ 補助金の額

除去等事業……補助対象建築物1棟につき補助対象経費の3分の2以内の額とし、1100万円を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

④ 負担割合

区分	国	県	市	事業主
除去等事業	1/3	2/15	3/15	1/3
	2/3			

※県の15分の2については、長崎県建築物アスベスト改修事業補助金を活用している。

(5) 旧大波止ホテル解体事業に2つの補助金を活用したことについて

関係職員の陳述によると、当初は国の「空き家再生等推進事業交付金」を活用した五島市大波止ホテル除却事業費補助金のみを想定していたが、事前調査において建物内にアスベストが多量に使用されていることが判明し、解体に係る事業

費が本館解体費用約7300万円、アスベスト除去費用約1億5500万円合わせて約2億2800万円となった。国の「空き家再生等推進事業交付金」は、1㎡当たりの単価による補助限度額が定められており、旧大波止ホテルの場合、1㎡当たり3万5千円で延べ床面積2,517.33㎡となり約8800万円が補助限度額となり、アスベスト除去費用分を含めた解体経費を賄うことはできなくなった。したがって、本館解体とアスベスト除去の2つの補助金を活用することで市及び事業主の負担軽減を図ることとした。(表3参照)

表3 (単位:千円)

(1) 1つの補助金を活用する場合		事業費	国	県	市	事業主
市大波止ホテル除却事業費補助金	補助対象	88,107	35,242	-	35,242	17,623
	対象外	139,886	-	-	-	139,886
計		227,993	35,242	-	35,242	157,509
(2) 2つの補助金を併用する場合		事業費	国	県	市	事業主
市大波止ホテル除却事業費補助金	補助対象	73,011	29,204	-	29,204	14,603
	市民間建築物アスベスト改修事業費補助金	154,982	51,660	20,664	82,658	-
計		227,993	80,864	20,664	111,862	14,603

(6) 民間建築物アスベスト改修事業費補助金の負担割合について

関係職員の陳述によると、旧大波止ホテルは、県内でも類を見ない規模のアスベストが使用され、現状の建物から飛散する恐れもあり、市としても住民の不安を解消するため早急な対応を迫られた。五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金については、補助率が「補助対象経費の3分の2以内の額とし、1100万円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。」と定められており、市民の安心安全な生活を脅かすアスベストの除去については、行政が責任を持って除去すべきと判断したことから、今回の補助金は、「市長が特に認めたとき」に該当することとし、国3分の1、県15分の2、市15分の8の負担割合となった。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 旧大波止ホテルのアスベスト除去費用に対し、市が事業主負担分を負担する行為が違法又は不当であるという主張について

本件が、五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金交付要綱の補助金の額を「市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。」との規定に該当するとして、事業主負担部分を市が負担することが財務会計上違法又は不当な行為で、市に対して損害が発生するのかを検討する。

補助金については、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合に地方公共団体は補助をすることができるとしている。また「公益上の必要性」については、行政実例で「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、全くの自由裁量行為ではなく客観的にも公益上必要があると認められなければならない。公益上の必要性についての議会の認定は、予算審議の段階において包括的になされるべきものと解する。」とされている。

これを本件についてみると、アスベスト除去費用については、国の補助金「住宅・建築物アスベスト改修事業」を活用して、原則、国、県、市及び事業主が負担することになるが、旧大波止ホテルには、3000㎡を超えるアスベストの使用が確認され、老朽化した建物をそのまま放置し続けると、地域住民へ危害が及んでしまう恐れがあることから、市民の安全安心な生活を脅かすアスベストを、市の責任において早急に処分すべきものと判断している。

また、事業主は本館解体において約1,460万円を負担することになり、これ以上の負担は旧大波止ホテル除去事業の実施そのものにも影響を及ぼすと危惧されるため、アスベスト除去に係る事業主負担分を市が負担することが、公益上必要であると判断し、旧大波止ホテル除去事業の実施に向け、関係補助金に係る補正予算案を平成27年6月議会に上程し、同年7月9日に議決されたものである。

以上のことから、市民に重大な危害が及ぶ恐れのある当該事案において、事態の早急な解決を目的として、旧大波止ホテルのアスベスト除去事業に係る五島市民間建築物アスベスト改修事業費補助金を交付することとし、市が事業費の15分の8を負担することを、公益上必要であると判断したことは、客観的に認められるものである。

(2) 結論

以上のとおり、旧大波止ホテルのアスベスト除去費用に関して市が事業主負担分を含めた15分の8を負担することが財務会計上違法又は不当な行為といえるかについて検討したが、本件の負担割合が違法又は不当であるということは認められず、市に損害も生じていないことから、請求人の主張には理由がないと判断した。

参考

(職員措置請求書)

「工事名：旧大波止ホテル除却事業」に違法若しくは、不当な公金が支出する行為を防止する必要な措置要求

1 請求の要旨

五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、最小で25,012,636円、最大で41,856,636円を五島市支出の原資、補助金へ返金する必要な措置を講ぜよ。

措置要求の対象者：五島市長 野口市太郎

請求の原因

第1 当事者等

- 1 請求人は、五島市民である。
- 2 野口市太郎は、現在の五島市長であり、当該事業の補助金支払い決定権者である。

措置要求の内容

(1) はじめに法治国家である私達の周辺には、民間のみならず、政治、経済及び行政機関、ある時は司法においても不条理な事件が多発している。

しかし、これら不条理な事案を糺す(ただす)ことなく、不条理が大手を振って世間をまかり通る事案が多いことに失望している。

私達が住む五島市も例外ではない。公金を93.6%も投入しながら個人事業と強弁し、公金が93.6%も投入されている解体工事入札でありながら、最低制限価格を設定し、参加企業7社の内5社を失格に追いこんだ個人事業主による入札は疑義を抱かせる入札だといっても過言ではない。

五島市長の野口市太郎は平成27年6月29日、定例市議会の冒頭、今議会に提案している同市栄町の旧大波止ホテル解体事業をめぐり、土地の所有者側が既に入札執行通知をしていたことを明らかにし、陳謝した。市発注工事ではないものの、市は本年度一般会計補正予算に国や県の補助金も活用して約1億9千万円を計上。通知は取り消したという。市によると、大波止ホテルは民有地に立地し、工事の契約などは土地所有者が行う。

市議会開会前の6月11日、7月4日に入札すると業者に通知していた。議員からは、国や県、市の補助金を充てる事業で予算決定前の通知は「議会軽視」と反発する声があがり、市や予算案可決後、あらためて入札を通知するよう土地所有者に要請し

た。

旧大波止ホテルは2001年に火災に遭い、客室などが焼け営業再開を断念。ホテルを経営する会社の役員が既に亡くなっていることもあり、そのままの状態ですべて壊れてしまった。アスベスト（石綿）の除去も必要で、解体は2ヶ年の計画。五島市長 野口市太郎は「監督不行き届きだった。今後このようなことがないように対応したいと陳謝した」。

（事実証明1）

①地元企業7社による入札 その後、議会承認を受け、平成27年7月31日、「工事名：旧大波止ホテル除去事業」は個人事業主であるA氏（A氏の住所）から五島市内の7社に入札通知書が送付された。平成27年8月22日（土）午後1時30分から五島市総合福祉センター（三尾野一丁目7番1号）でアスベスト除去工事の資格も実績もない地元企業7社で入札は行われている。

（事実証明2）

個人事業主による入札は最低制限価格（有り）で行われ、7社中の2番目に高額なB社が183,972,716円で落札している。一番安い価格で応札したC社は144,180,750円で失格となっており、落札したB社と一番安い価格で応札したC社と差額は39,791,966円である。

（事実証明3）

②当該案件は準公共工事である。

当該案件は個人であるA氏（A氏の住所）の民間事業とはなっているが、今回の「工事名：旧大波止ホテル除去事業」で個人事業主のA氏が負担する金額は総事業費の僅か6.4%、残り93.6%は市費、県費、国費であり国民の血と汗のにじんだ血税である。そもそもこの事業はホテル解体事業一つなのである。つまり、解体事業費183,972,716円が旧大波止ホテル及び、附属建物2件の解体契約金額なのである。

アスベスト除去に掛かる124,970,636円と、解体に掛かる59,002,080円がなぜ、アスベスト除去とホテル解体とに分ける必要があるのかわからなかった。解らなかったのではなく、事業者個人の手出しを少なくする方法を選びだされたのである。解体すべてに対し個人事業主は20%負担しなくてはならないのである。

このことは国土交通省住宅総合整備（内線39394）へも確認した。

空き家再生等推進事業交付金（＝国民の血税）は建物解体すべての工程に掛かる183,972,716円に対し国及び市が2/5、事業主1/5で進められる交付金の

内訳である。建物にアスベスト除去が必要な工事であろうとも、すべてひっくるめての事業費に対し補助する交付金なのである。

五島市行政が頑として譲らなかったこれは個人事業主による民間事業。なおさらアスベスト除去工事に対しても、A氏から自己資金20%を負担させる必要があるのであると、一般的な常識では考えるのである。事実証明5の図式（予算時の数値で説明）がこの事業の流れである。

解体事業は解体工種、アスベスト除去工種2つで一つの解体事業。現在建物解体工事が終了した福江小学校の解体事業発注の中身は解体工事事業一つの事業である。ゆえにホテル解体事業は解体とアスベストの除去の2工種。市役所側の主張であるのであれば2つの改札が必要であり、契約もそれぞれに行わなければならない。それじゃ違うと言い切るならば、2工種含めての総体がこの解体事業そのものであり、事業主であるA氏は、契約額に対して20%の負担をしなくてはならないのである。

国交省も事業費すべてに補助できる交付金だと答えた。

建物を6.4%足らずの自己負担で賄う。つまり手出しを少なくするといったあくどい手法を用いたのである。

国民・県民、そして五島市民をだまし、93.6%の税金活用で建物をなくす。事業主A氏に良心、故郷五島に感謝、故郷五島を愛する気持ちがあるならば、事実証明3-1図の真ん中、本来ならばの自己負担（36,794,543円）で行うことができる補助事業なのである。これだけで判断しても当該事業は個人事業とは名ばかりであり、自己負担金0円のアスベスト除去工事に関しては公共事業と位置付けるべきであり、契約そのものが無効であると断言できる。僅か1円といえどもおろそかにするべきでないのは自明の理である。

③最低制限価格は設定すべきはなかった。

ところが今回の「工事名：旧大波止ホテル除去事業」にあつては、解体工事という成果物を伴わない工事に対して意図的に最低制限価格を設けたことにより、39,791,966円という私達の貴重な血税が無駄に使われることになる。

また、今回、39,791,966円も高い金額で落札したB社と失格とされたC社の実績、資金力、技術力を正當に比較してみても39,791,966円安い金額を提示したC社を失格とする合理的な根拠はないと思料するものである。更にいえば、今年平成27年7月15日、同じ五島市管内で社会福祉法人五島市社会福祉協議会が発注した「とみえ認定こども園新築工事」の入札があり、最低制限価格は無しで行われているが、一番高い345,000,000円で応札したD社に対してE社がD社より108,000,000円安い237,000,000円で落札している。発注者からすれば大きな節約である。公共工事では行き過ぎた安価受注による品質の

低下を防止するために最低制限価格を設定する事が多いが、昨今の予算節約という観念から最低制限価格を設定しない案件も多くなっている。血税が93.6%も投入されている「工事名：旧大波止ホテル除去事業」も準公共工事である。まして個人事業と称しているからには予算にはシビアであるのが本来のあるべき姿である。しかも93.6%も血税で個人の事業を補助してもらおう立場なら尚更、予算には厳格であるべきである。準公共工事で成果物の品質が問われる建築工事の「とみえ認定こども園新築工事」に最低制限価格が設定されていないのに個人事業で成果物が伴わない解体工事の「工事名：旧大波止ホテル除去事業」に最低制限価格を設定したことに合理的な根拠はなく、私達一般の五島市民には全く理解できない不条理なものである。

(最低制限価格の本質)

(事実証明4)

④上記のような事実だけを鑑みても本件住民監査請求は国の施策「空き家再生等推進事業」と「住宅・建築物アスベスト改修事業」においても今後は益々増加することが予測される。今回の「工事名：旧大波止ホテル除去事業」のように不透明な予算や不条理な発注が多発し、「特例事業」という不公平な行政の施策によって、五島市民がこれ以上損害を被らないためにも、また損害発生を未然に防ぐためにも、地方自治法(住民監査請求)第242条1項の規定に基づいて、五島市民である監査請求人が提起するものである。

地方自治法第242条1項は「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る行為を改め、又は当該地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

よって、地方自治法第242条1項(住民監査請求)の規定に基づいて、執行機関の長である市長・野口市太郎に対し、「工事名：旧大波止ホテル除去事業」に違法若しくは不当な公金の支出する行為を防止する必要な措置を講ずべきことを監査委員に対して請求する。なお、「工事名：旧大波止ホテル除去事業」に公金を支出するにあたり、違法若しくは不当な公金の支出する行為を防止する措置とは、適正な予算執行の透明性の確保、合理的な入札の確保をすべきであるということである。以下、措置請求の内容及びその根拠について、個別具体的に詳述する。

(2) 措置要求の内容及びその根拠

①大波止ホテル解体事業費は(予算額)が合計で183,972,716円である。内訳は解体費が59,002,080円(国・23,601,000円)(県・0円)(市・23,601,000円)(事業主・11,800,080円)である。そして、アスベスト除去費が124,970,636円(国・41,657,000円)(県・16,663,000円)(市・66,650,636円)(事業主・0円)である。総額の内訳が(国・65,258,000円)(県・16,663,000円)(市・90,251,636円)(事業主・11,800,080円)事業主負担率は6.4%となっている。

(事実証明5)

アスベスト除去費が154,982,160円と高額になっているが、6月議会で議員に指摘されるまで1社からの見積もりだけだった。その後、五島市は追加で2社から見積もりを取ったと説明しているが、①1億6,200万円 ②1億6,650万円と最初に提示していたアスベスト除去費の154,982,160円に対するお付き合い見積もりと疑わざるを得ないものである。

実際に私が見積もって貰ったF社(事実証明6)見積もりは3,466万円で、橋本市議会議員が知り合いの業者に見積もって貰ったB社(事実証明6)の見積もり(6月議会橋本議員一般質問議事録参照ください)も3,458万円だった。多少の誤差はあっても個人事業主であるA氏が見積もったアスベスト除去費154,982,160円というのは、常軌を逸した金額だということは間違いのないことである。

(事実証明6)

なお、アスベスト除去費124,970,636円の正当な根拠を知るためにアスベスト除去の見積もりをした3社の社名を公開してくれと平成27年10月2日付けで五島市に公文書開示請求をしていたが、平成27年10月16日、五島市から公文書不開示決定通知書が届いた。いよいよ、個人事業主と五島市が提示しているアスベスト除去費127,970,636円の正当な根拠は明らかにされないままである。

②B社の下請け企業に決定した(株)K工事会社(長崎市)は今回の入札参加した7社の内の2社(H企業・I企業)に解体工事・アスベスト除去工事の見積もりを提出していたが、業界関係者の証言では総額8000万円を少し超えるくらいの見積もりだったと明らかになっている。B社の落札金額が183,972,716円であるから、今回の「工事名:旧大波止ホテル除去事業」でのB社の利益は約9000万円ということになる。183,972,716円の請負金額に対して約9000万円の利益が適正利益だと思う納税者は誰もいない。また約9000万円の利益をB社が企業努力による成果だと強弁しても世間には通用しないといえる。

だからアスベスト除去費 124,970,636 円の根拠に合理性も整合性も認められないばかりか、納税者や五島市民の公益を害していることは明らかである。

(事実証明 8)

国土交通省及び長崎県の住宅・建築物アスベスト改修事業と長崎県アスベスト改修事業の説明は次のようである。国土交通省の住宅・建築物アスベスト改修事業の補助率は、◆民間事業者実施する場合:国 1 / 3 以内(地方公共団体の補助額の 1 / 2 以内)、地方 1 / 3 以内→合計で 2 / 3 以内とあるが、事実証明 5 によると、国 1 / 3、地方公共団体が 8 / 15 であり民間事業主の負担を背負い込んでいる。一方、長崎県アスベスト改修事業の補助率は、長崎県庁土木部建築課長への電話ヒアリングにて国が 1 / 3、県と市で 1 / 3 (長崎県では地方行政に比重を置くとのことで長崎県が 2 / 15、五島市が 3 / 15)、残りは当然に個人負担と考えていいでしょう。と説明を頂いています。(平成 27 年 10 月 21 日 12 : 40)

この内容からして事実証明 3 の県 2 / 15、五島市 8 / 15 の補助率は 2 / 3 となり民間建築物でのアスベスト改修事業ではなく、地方公共団体が実施すると位置付けられる。よって市が主張する個人事業とは異なり、解体工種とアスベスト除去工種は、民間個人事業と公共事業とに分けて入札及び契約を結ぶのが適切であるといえる。

(事実証明 9)

今回の旧大波止ホテル除却事業に利用される空き家再生等交付金(国)、アスベスト改修補助金(国・県・市・事業主)が適正な規定に沿って利用されておらず、市議会へも説明不足であり議員の誰一人として私に説明し理解させられる者は誰一人として存在しない。さらに 10 月 23 日午後 4 時からの担当課職員からのレクチャーでも説明が食い違っていく状態。これは市議会及び市民に対し、ごまかしですり抜けてきたといわれても致し方ないのである。

五島市長 野口市太郎の責任

五島市長 野口市太郎が説明する、建物の所有者がいない!のであれば、アスベスト除去と同様にA氏の国の空き家再生等交付金の負担は0にすべきなのである。しかしこの事業形態は民間事業。地方公共団体が事業主の公共工事ではない。そうまでして、アスベスト除却に係るA氏が負担するべき 1 / 3 を市民へ肩代わりさせてはいけない。事業に適した一番無理の掛からない事業を行う決断を誤った責任は五島市長 野口市太郎にある。よって、請求人は、五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、市民への負担を背負わせるのではなく最小で 25,012,636 円、最大で 41,856,636 円を五島市支出の原資、

補助金へ返金するよう必要な措置を講ぜよ。

事実証明書

事実証明 1	長崎新聞
事実証明 2	入札執行結果（平成 27 年 7 月 31 日）
事実証明 3	大波止ホテル解体事業費の内訳（入札執行後）
事実証明 3-1	旧大波止ホテル解体事業の説明図（請求人作成）
事実証明 4	工事名：とみえ認定こども園新築工事一覧表
事実証明 5	大波止ホテル解体事業費（予算額）
事実証明 6	F 社の B 社に提出した見積もり書
事実証明 7	公文書不開示決定通知書
事実証明 8	（住宅・建築物アスベスト改修事業）の概要
事実証明 9	510-journal 記事 2 件

（職員措置請求書の補正）

平成 27 年 10 月 27 日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次の通り補正します。

補正事項

1. 措置要求の内容について

補正事項

（1）「五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、最小で 25,012,636 円、最大で 41,856,636 円を五島市支出の原資、補助金へ返金する必要な措置を講ぜよ。」

修正事項

（1）「五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、事業主 A 氏が負担すべき自己資金分を五島市財源から支出することのない必要な措置を講ぜよ。」に改めます。

補正事項

（2）6 ページ 31 行目以降の、「五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、市民への負担を背負わせるのではなく最小で 25,012,636 円、最大で 41,856,636 円を五島市支出の原資、補助金へ返金するよう必要な措置を講ぜよ。」

修正事項

(2)「五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場において旧大波止ホテル除去への補助事業に対し、事業主 A氏がアスベスト除却に対する自己負担金 1／3にあたる 41,856,636 円を、五島市財源から支出することがあってはならないのである。」に改めます。

2. 事実証明書の追加提出について

補正事項

(1)「違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実」が対象となり、今回の請求書においてはその違法又は不当な財務会計上の行為を証明する「事実を証する書面（財務会計書類等の写し）」が添付されていないので確認できる事実証明書を提出してください。

修正事項

(1) 五島市が事業主 A氏に対し交付決定した補助金資料として、五島市情報開示請求に基づき開示請求した資料を事実証明 10として提出いたします。

3. 金額の修正・確認について

補正事項

(1) 2 ページ事実証明 2 の「B社が 183,972,716 円で落札している。一番安い価格で応札したC社は 144,180,750 円で失格となっており、落札したB社と一番安い価格で応札したC社と差額は 39,791,966 円である。」

修正事項

(1) 2 ページ事実証明 2 の「B社が 173,100,000 円で落札している。一番安い価格で応札したC社は 137,315,000 円で失格となっており、落札したB社と一番安い価格で応札したC社と差額は 35,785,000 円である。」に改めます。

補正事項

(2) 3 ページ 3-1 図の真ん中、本来ならばの自己負担 (36,794,543 円) で行うことができる補助事業なのである。

修正事項

(2) 事実証明 3-1 の差し替えを行います。

「3 ページ 3-1 図の真ん中、本来ならばの自己負担 (36,812,716 円) で行うことができる補助事業なのである。」に改めます。

補正事項

(3) 【③最低制限価格は設定すべきはなかった。】部分の2行目「最低制限価格を設けたことにより、39,791,966円」と4行目「今回、39,791,966円も高い」及び6行目「39,791,966円安い金額を提示」に記載している金額39,791,966円の金額の修正。

修正事項

(3) 【③最低制限価格は設定すべきはなかった。】部分の2行目「最低制限価格を設けたことにより、35,785,000円」と4行目「今回、35,785,000円も高い」及び6行目「35,785,000円安い金額を提示」に改めます。

補正事項

(4) (事実証明5)の「実際に私が見積もって貰ったD社(事実証明6)見積もりは3,466万円で、橋本市議会議員が知り合いの業者に見積もって貰ったF社の見積もり(6月議会橋本議員一般質問議事録参照ください)も3,458万円だった。」

修正事項

(4) (事実証明5)の「実際に私が見積もって貰ったD社(事実証明6)見積もりは34,583,289円で、橋本市議会議員が知り合いの業者に見積もって貰ったF社の見積もり(9月議会橋本議員一般質問議事録参照ください)も3,466万円だった。」に改めます。

4. 文言の削除について

補正事項

(1) 4ページの(事実証明4)の7行目の「五島市民である監査請求人～(9行目下の)～地方自治法第242条1項(住民監査請求)の規定に基づいて、」までは、住民監査請求の説明が記述されているが、あえて措置要求に聞く必要がないため削除をお願いします。

修正事項

(1) 4ページの(事実証明4)の7行目の「五島市民である監査請求人～(9行目下の)～地方自治法第242条1項(住民監査請求)の規定に基づいて、」までを削除いたします。

5. 文章の修正等について

補正事項

(1) 1ページの1行目「不当な公金が支出する行為を」

修正事項

- (1) 「不当な公金を支出する行為を」に改めます。

補正事項

- (2) 7ページの事実証明2入札執行結果（平成27年7月31日）

補正事項

- (2) 7ページの事実証明2入札執行結果（平成27年8月22日）に改めます。

その他はありません。

（請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。）